

大曲都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)



平成 23 年 9 月
秋 田 県

大曲都市計画及び西仙北都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

大曲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 都市計画の目標 | 1 |
| (1) 基本的事項 | 1 |
| 1) 都市計画区域の名称・範囲及び規模 | 1 |
| 2) 目標年次 | 1 |
| 3) 大曲都市計画区域位置図 | 2 |
| (2) 広域都市圏の将来像 | 3 |
| 1) 都市づくりに求められている背景 | 3 |
| 2) 大曲広域都市圏の位置づけ、役割等 | 4 |
| 3) 大曲広域都市圏の将来像 | 5 |
| 4) 大曲広域都市圏の目標 | 6 |
| (3) 都市づくりの基本理念 | 8 |
| 1) 都市計画区域の位置づけ | 8 |
| 2) 都市計画区域の将来像 | 9 |
| 3) 都市計画区域の目標 | 9 |
| (4) 目標とする市街地像 | 11 |
| (5) 社会的課題に対する都市計画としての取り組み方針 | 14 |
| 2. 区域区分の決定の有無 | 16 |
| (1) 区域区分の有無 | 16 |
| 3. 主要な都市計画の決定の方針 | 17 |
| (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 | 17 |
| 1) 主要用途の配置の方針 | 17 |
| 2) 土地利用の方針 | 20 |
| (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 | 22 |
| 1) 交通施設における都市計画の決定の方針 | 22 |
| 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 | 26 |
| (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 | 29 |
| 1) 主要な市街地開発事業決定の方針 | 29 |
| (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 | 31 |
| 1) 基本方針 | 31 |
| 2) 主要な緑地の配置の方針 | 32 |

1. 都市計画の目標

(1) 基本的事項

1) 都市計画区域の名称・範囲及び規模

| 都市計画区域名 | 都市名 | 範囲 | 面積 |
|----------|------------|---------|------------|
| 大曲都市計画区域 | 大仙市 美郷町 | 行政区域の一部 | 約 17,771ha |

2) 目標年次

本区域マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望して定めるものとし、目標年次を平成 42 年とする。ただし、「区域区分の決定の有無の方針」に関する事項については、おおむね 10 年後の将来予測を行った上で定めるものとし、目標年次を平成 32 年とする。

(2) 広域都市圏の将来像

1) 都市づくりに求められている背景

これからの大曲広域都市圏の都市づくりを考えるにあたっては、近年の社会経済情勢の大きな変化等に対応していくことが求められ、特に、次のような環境変化の背景に留意して圏域の都市計画の方針を定めるものとする。

①市町村合併による都市形態の変化に対応した適切な都市計画の運用

大曲広域都市圏を構成する大仙市、仙北市、美郷町は、それぞれ平成 17 年 3 月、平成 17 年 9 月、平成 16 年 11 月に市町村合併により新たな市町域を形成している。合併前、1 市 10 町 3 村であった広域都市圏は、2 市 1 町に再編され、市町域が拡大している。適切な住民サービスを図るため、現在、旧町村役場や既存の公共施設等に地域行政サービス機能を持たせ、その周辺をそれぞれの地域の生活・活動拠点として活用している。

これまで、大曲広域都市圏の都市計画は、大曲都市計画区域（旧大曲市、旧神岡町、旧六郷町）、西仙北都市計画区域（旧西仙北町）、角館都市計画区域（旧角館町）、田沢湖都市計画区域（旧田沢湖町）で運用されてきたが、今後は、合併したそれぞれの市町が一体的な都市づくりを推進するために、適切な都市計画を運用することが必要である。

②人口減少、少子高齢社会に対応した安全で安心な都市の形成

我が国全体や秋田県における傾向と同様、大曲広域都市圏でも年々人口減少が進んでおり、高齢化率も徐々に増加している状況にある。

今後ますます進行する人口減少・少子高齢社会に対応する都市づくりを進めるためには、これまで築き上げてきた都市基盤をはじめ、商業、医療・福祉、教育などの様々な機能を有効活用しながら、高齢者等にとっても生活の利便性の高いコンパクトな市街地¹を形成するとともに、圏域内の主要な市街地、集落が相互に連携することで、地域サービスを充実させていくことが必要である。また、地域コミュニティ²を強化した市街地を構築するとともに、高齢者をはじめとする誰もが移動しやすい、安全で安心な市街地構造を構築する必要がある。

③低炭素型社会³の構築による自然と共生する持続可能な都市の形成

地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題は深刻さを増しており、国ぐるみ、地域ぐるみでの対応が緊急課題として求められている。

なかでも、温室効果ガス⁴と言われる二酸化炭素等の排出を抑制していく都市構造への転換

¹ 「コンパクトな市街地」・・・主要な都市機能を市街地中心部に集積させ、歩いて暮らせる快適な市街地を目指すことであり、渋滞の緩和やエネルギー効率の向上、中心市街地の活力向上等、環境にやさしく、経済発展にも貢献するものといわれている。

² 「地域コミュニティ」・・・地域の活動等に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会やその集団をいう。

³ 「低炭素型社会」・・・地球温暖化の主因とされる温室効果ガスのひとつ、二酸化炭素の排出量が少ない産業・生活システムが構築された社会

⁴ 「温室効果ガス」・・・大気圏の中で、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称であり、二酸化炭素、オゾン、メタン等が該当する。

が必要であり、移動効率の高い交通体系の構築やエネルギー利用効率の高い市街地構造の構築、炭素や環境汚染物質を吸収し固定する緑の創出・保全等、環境負荷⁵を軽減する低炭素型都市を形成していくとともに、潤いと安らぎの感じられる緑豊かな都市を形成することが必要である。

2) 大曲広域都市圏の位置づけ、役割等

大曲広域都市圏は、仙北平野の豊かな田園地帯と雄物川等の河川、駒ヶ岳・八幡平等の山岳の美しい地域などから構成されている。

現在、本圏域では人口減少と高齢化が進行しているが、今後、地域活力を維持向上させるためには、生活環境のさらなる改善に取り組みながら、引き続き企業誘致に努めるとともに、基幹産業である農業の経営力強化や複合化、豊富な観光資源を活用した観光交流関連産業や、地域資源を活用した地域内発型産業等を発展させていく必要がある。

そのためには、秋田新幹線や秋田自動車道などの高速交通体系を活かした魅力ある交流・連携の拠点を形成するとともに、地域全体でその恵みを楽しむことができる地域間交流ネットワークの強化が必要である。また、豊かな生活環境を圏域内の各都市の連携によって実現する都市圏を形成していくことが重要である。

以上のことから本都市圏の位置づけ、役割等を次のとおりとする。

①秋田県の東側の玄関口として観光を中心とした交流が発展する地域

大曲広域都市圏は、秋田県内陸部に位置し、大仙市、仙北市、美郷町の2市1町により構成され、首都圏を始めとする太平洋沿岸地域から秋田県への玄関口に位置する。

また、秋田・岩手連携軸や秋田内陸軸上に位置しており、角館や田沢湖を中心とする歴史文化や自然などの豊富な観光資源に加え、圏域内各都市に個性的な交流資源を数多く有することから、観光を中心とした交流が発展する地域としての役割を担う。

②田園風景・自然景観が保全される美しい日本のふるさと

豊かな田園地帯、自然環境を有する本地域は、農村・自然・都市が共生しながら一体の都市圏を形成し、日本の食糧基地の一つとして、また、秋田県を代表する田園景観が広がる美しい日本のふるさととしての役割を担う。

⁵ 「環境負荷」・・・環境に与えるマイナスの影響を指し、特に人間社会から発生する廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加等の環境負荷が問題となっている。

3) 大曲広域都市圏の将来像

大曲広域都市圏は、地域資産である田園風景・自然風景と調和する美しい街なみが形成され、都市間の交流・連携を活発にしながら、個性的で活気のある豊かな生活が営まれている姿を将来像として描く。このような考え方のもと、おおむね20年後の本広域都市圏の将来像を次のとおり掲げる。

田園や自然と調和する美しい街なみのもとで、豊かな生活が営まれる
観光・生活交流都市圏

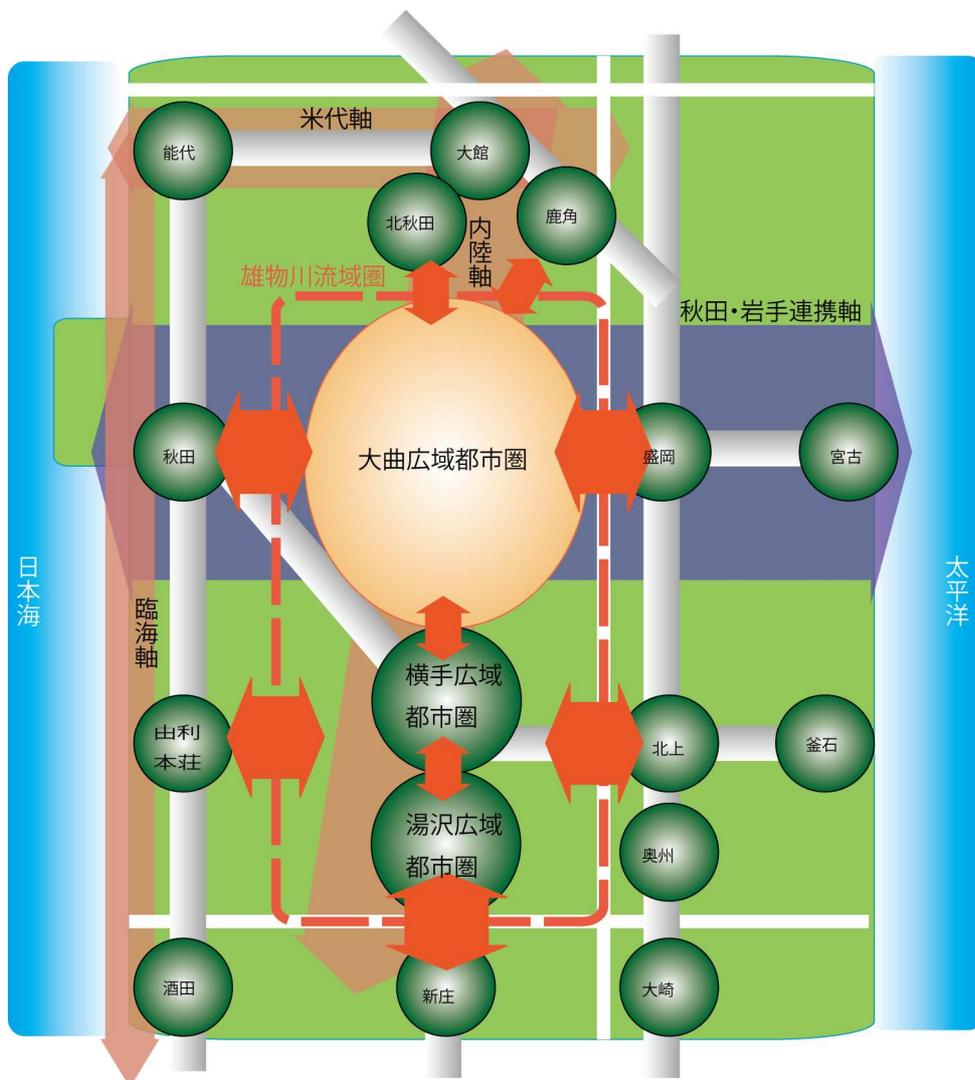


図 大曲広域都市圏の将来像（概念図）

4) 大曲広域都市圏の目標

本都市圏における将来像の実現に向け、大曲広域都市圏の目標を次のとおりとする。

①地域特性を活かした交流拠点づくり

十和田八幡平国立公園、田沢湖抱返り県立自然公園、真木真昼県立自然公園など、知名度の高い自然観光レクリエーションゾーンを背景に、武家屋敷群を有する角館地域、滞在型自然観光地として成り立つ田沢湖湖畔地区及び湧水群を有する六郷地域は歴史・文化・自然に因む特色ある広域観光交流拠点の形成を図る。また、これらを活かした観光交流の促進による交流人口拡大と地域活性化のために、行政機関や商業施設が集積する大曲駅周辺地域や角館地域に広域生活交流拠点の形成と充実を図る。

②魅力的な圏域を形づくる交流ネットワークづくり

居住者、来訪者にとって魅力的な圏域を形成するため、圏域内外の都市や田園・自然など、特色ある観光交流資源を結び、広域観光を促進するための交流ネットワークを形成する。

③都市と田園・自然が共生する広域都市圏づくり

大曲広域都市圏を特徴づける都市と田園・自然が調和・共生する恵まれた環境や美しい景観の魅力を維持・向上させるため、その軸となる雄物川、玉川、桧木内川の水辺空間の保全、屋敷林に囲まれた集落が点在する仙北平野の田園景観の継承に努め、美しい広域都市圏の形成を図る。

④豊かで安全・安心に暮らせる生活空間づくり

多世代居住、多自然居住⁶などの多様な暮らし方のニーズに対応し、四季を通じて、誰もが、安全、安心に暮らせるため、生活に身近な交通基盤や上下水道等の供給処理基盤の充実、雪に強いまちづくりなどによる質の高い生活空間の形成を図る。

⁶ 「多自然居住」…自然環境が豊かな地域において、自然に親しみ、自然に学び、地域社会への貢献等を通じて、自然と共生する暮らし方。

大曲広域都市圏将来目標図

- 凡 例
- 高速道路
 - 一般国道
 - 主要地方道
 - ▨ 都市計画区域
 - 市役所・町役場等
 - 河川(雄物川水系)
 - 地域高規格道路
 - ▨ 地域高規格道路(計画・候補路線)
 - ⇄ 交流軸
 - 広域生活交流拠点
 - 広域観光交流拠点
 - 自然観光レクリエーションゾーン



(3) 都市づくりの基本理念

1) 都市計画区域の位置づけ、役割等

大曲都市計画区域は、出羽丘陵や黒森山周辺の森林地帯、仙北平野の豊かな田園地帯と雄物川等の河川などに囲まれた自然豊かな都市を形成している。

古くから雄物川の舟運や街道などが結節する交通の要衝として発展し、近年は、秋田新幹線や秋田自動車道、一般国道13号、一般国道105号などにより、他の都市とつながる交通の要衝となっている。

本区域は、近年市町村合併により市町域が拡大した大仙市、美郷町の1市1町から構成されている。大曲駅周辺地域においては、行政、医療・福祉、商業、工業などの広域都市圏を支える都市機能が集積しており、都市的サービスを提供する拠点として、広域都市圏における定住環境や交流人口の拡大に寄与している。また、区域内の各地域においては、身近な商業地などの形成による、快適な暮らしを実現する居住地等の形成が求められている。

さらに、各地域が有する歴史や文化、豊かな自然環境、田園景観などの個性や資源を生かしながら、互いの機能を補完し、交流と連携を活発にすることで、一体的な都市づくりを図っていくことが重要である。

これらの状況を踏まえ、大曲都市計画区域は、以下の役割を担う区域と位置づける。

①大曲広域都市圏の定住や交流を促進する都市

一般国道13号や一般国道105号等の主要道路や鉄道が交差し、交通の要衝である大曲都市計画区域は、6つの個性的な市街地を中心として構成され、大曲広域都市圏の定住や交流を促進する都市と位置づける。



図 大曲都市計画区域内の地域位置図

②広域的な観光交流やレクリエーション機能を担う都市

本区域は、大曲の花火、西仙北の大綱引き、中仙のドンパン祭り等の伝統文化行事及び仙北の国指定名勝「池田氏庭園」、六郷の「湧水と寺院群」、その他温泉郷などの観光名所・施設並びに大仙市総合公園を代表するスポーツやレクリエーションなど多くのレジャー空間が存在している。さらに、秋田自動車道の大曲、西仙北 IC や一般国道 13 号や一般国道 105 号の広域的な交通体系が確立されている。このような立地条件を活かし、広域的な観光交流やレクリエーション機能を担う都市と位置づける。

③田園・水環境と共生する、うるおいある居住環境を提供する都市

本区域は、出羽丘陵、黒森山一体の丘陵地に囲まれ、雄物川や玉川などの河川が流れ、仙北平野に広がる田園を有しており、この田園地帯に囲まれて、まちや集落が形成されていることから、田園環境や水環境と共生する、うるおいある居住環境を提供する都市と位置づける。

2) 都市計画区域の将来像

本区域の位置づけ、役割等を踏まえ、おおむね 20 年後の将来像を次のとおりとする。

美しく豊かな地域資源を生かし、うるおいと賑わいが調和する

田園文化交流都市

3) 都市計画区域の目標

本区域における将来像の実現に向け、都市計画区域の目標を次のとおりとする。

①多様な都市機能が集積する賑わいのある都市

大曲広域都市圏の広域生活交流拠点として、大曲駅周辺地域に、高次の医療や教育文化、福祉、商業、業務、工業等の多様な都市機能の集積を図るとともに、自然や文化等の観光レクリエーション資源等を生かした観光交流機能の充実による賑わいのある都市を目指す。

②快適でうるおいのある田園居住都市

医療、商業、福祉、公共施設など、身近な生活を支える都市機能を有するとともに、不足する機能については、互いに補完しあうことで、美しい自然環境や田園景観に囲まれ、快適な暮らしを実現する利便性の高い、集約されたうるおいのある田園居住都市を目指す。

③美しい自然環境や田園景観を未来に継承する都市

地域の誇りであり、また、来訪者にとって魅力ともなる仙北平野の田園景観や、雄物川、玉川、丸子川、出羽丘陵、黒森山周辺等の美しい自然環境の継承を目指す。

④活発に交流・連携する都市

本区域内の各地域を連絡し、さらには区域内外の都市や各拠点を結ぶ交通や情報などのネットワーク強化を図り、活発に交流・連携する都市を目指す。

(4) 目標とする市街地像

都市づくりの基本理念を踏まえ、目標とする市街地像を次のとおりとする。

1) 多様な都市機能が集積する賑わいのある都市

大曲駅周辺地域は、大曲広域都市圏における、高次の医療や教育、文化、福祉、商業、業務、工業等の多様な都市機能の集積を図るとともに、秋田自動車道、一般国道13号、一般国道105号等の広域交通ネットワークの活用により、広域生活交流拠点の形成を目指す。

さらに、大曲地域、美郷町六郷地域などの観光交流機能の充実などにより、賑わいのある都市を目指す。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① にぎわいを創出する中心商業拠点の形成② 公共公益施設の立地を活かした業務拠点の形成③ 卸売業の集積を活かした流通業務拠点の形成④ 湧水と寺院群を活かした交流拠点の形成⑤ 都市と農村の交流拠点の形成⑥ まちなか観光などの回遊性を実現する歩行者ネットワークの形成 |
|--|

2) 快適でうるおいのある田園居住都市

大曲、神岡、西仙北、中仙、仙北、美郷町六郷の各地域は、身近な生活を支える機能を有する地域として、日常生活に必要な機能集積を図るとともに、身近なレクリエーション拠点の充実を図り、うるおいある快適な市街地を形成する。

さらに、高齢者をはじめとする誰もが、冬期間においても安全、安心に暮らすことができるまちづくりを推進する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">⑦ 日常生活を支える居住環境の整った生活交流拠点の形成⑧ 利便性の高い居住環境の形成⑨ うるおいのある暮らしの実現に向けたレクリエーション拠点の形成⑩ 誰もがいつまでも安全、安心に住み続けられる居住環境づくり⑪ 雪に強いまちづくり |
|---|

3) 美しい自然環境や田園景観を未来に継承する都市

雄物川・玉川等の河川や六郷の湧水群、神岡地域に点在する湖沼は、地域の資産として自然環境の保全を図り、潤いのある水辺環境の継承を図る。さらに、仙北平野に広がる田園景観、里山、本区域縁辺部に位置する出羽丘陵、黒森山等は、地域の人々に安らぎをもたらす郷土の資産として、田園・丘陵景観の保全と継承を図る。

- ⑫ 地域の原風景である田園、丘陵地等の保全
- ⑬ 水と緑のネットワークの形成

4) 活発に交流・連携する都市

圏域内外の都市や観光交流拠点などとの活発な交流連携を支える、一般国道13号、一般国道105号など広域交通網の機能強化を図る。さらに、各地域に形成される都市機能の有効活用を図るため、地域間の連携を強化する都市内骨格道路網の機能強化を図る。

- ⑭ 圏域内外の交流・連携を実現する高速交通網の機能強化
- ⑮ 都市内骨格道路網の機能強化

目標とする市街地像（大曲都市計画区域）

⑫地域の原風景である田園、丘陵地等の保全

⑨うるおいのある暮らしの実現に向けたレクリエーション拠点の形成

⑦日常生活を支える居住環境の整った生活交流拠点の形成

⑤都市と農村の交流拠点の形成

⑮都市内骨格道路網の機能強化

⑬水と緑のネットワークの形成

⑫地域の原風景である田園、丘陵地等の保全

⑭圏域内外の交流・連携を実現する広域交通網の機能強化

⑨うるおいのある暮らしの実現に向けたレクリエーション拠点の形成

⑦日常生活を支える居住環境の整った生活交流拠点の形成

⑤都市と農村の交流拠点の形成

⑫地域の原風景である田園、丘陵地等の保全

③卸売業の集積を活かした流通業務拠点の形成

⑧利便性の高い居住環境の形成

①にぎわいを創出する中心商業拠点の形成

②公共公益施設立地を活かした業務拠点の形成

⑦日常生活を支える居住環境の整った生活交流拠点の形成

④湧水と寺院群を活かした交流拠点の形成

⑥まちなか観光などの回遊性を実現する歩行者ネットワークの形成

⑨うるおいのある暮らしの実現に向けたレクリエーション拠点の形成

⑩誰もがいつまでも安全、安心に住み続けられる居住環境づくり

⑪雪に強いまちづくり

①～⑥: 多様な都市機能が集積する賑わいのある都市

⑦～⑪: 快適でうるおいのある田園居住都市

⑫～⑬: 美しい自然環境や田園景観を未来に継承する都市

⑭～⑮: 活発に交流・連携する都市



(5) 社会的課題に対する都市計画としての取り組み方針

本区域を取り巻く社会的な課題に対して、都市計画としての取り組み方針を次のとおりとする。

1) 既存の社会基盤ストック⁷を活用した効率的なまちづくり

少子高齢化が続く中で、人口が減少し、これまでのような都市の拡大を前提とした都市づくりからの転換が求められており、これまでの都市的投資を進めてきた既成市街地をより有効に活用する必要がある。

そのため、市街地の縁辺部の無秩序な市街化を抑制するとともに、都市基盤が充実している既成市街地について、街なか居住や拠点機能の整備を促進することにより、効率的なまちづくりを目指す。

2) 安全安心に暮らせる都市づくり

高齢化が進行する中で、地域コミュニティの維持、高齢者の社会参加による地域の活性化が課題となっている。

そのため、良好な居住ストック、都市施設等のバリアフリー化、地域の足となる公共交通機関の利用促進、さらには、医療・福祉、災害時の避難システムの充実により、高齢者をはじめ誰もが安全で、安心に暮らせるまちづくりを目指す。また、降雪が多い冬期においても、安心して日常生活が送れるよう、冬期交通対策の充実と生活交流拠点の歩行環境改善を目指す。

3) 自然環境に配慮した環境共生型都市⁸づくり

地球規模で環境問題がさげばれているなかで、低炭素型社会の構築に向けた環境共生型都市づくりが求められている。

そのため、豊かな自然環境に囲まれた本区域では、奥羽山系、出羽丘陵の豊かな自然や、雄物川や湧水群などの地域資産、市街地をとりまく田園景観などの保全・継承を進める。また、農業や工業をはじめとする生産活動や日常生活等における公共水域への影響削減や円滑な交通の確保、コンパクトな市街地形成等、環境に配慮した都市づくりを目指す。

⁷ 「社会基盤ストック」・・・既存の公共・公益施設のことであり、整備済みの学校、病院、道路、港湾、工業用地、公営住宅、橋梁、鉄道路線、バス路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話等を指すが、近年では情報通信網等も含まれる。

⁸ 「環境共生型都市」・・・環境への負荷の軽減と自然のふれあいをコンセプトとした都市づくりのことで、近年では、地球環境や生物多様性への配慮等も新たなコンセプトとして組み込まれている。

4) 地域の活力を生む住民協働による都市づくり

地方分権社会の進展や暮らしの質向上に対する住民ニーズが多様化する中で、これまでの行政主体のまちづくりから、地域住民との協働によるまちづくりの推進が求められている。

そのため、地域住民やNPO、市民団体等多様な主体のまちづくりへの参加、コンセンサス形成による住民参加型のまちづくりを目指す。

5) 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり

少子高齢化、人口減少、経済性を優先したまちづくりにより、地域固有の伝統文化や歴史的な街並みなど地域の個性ある景観の喪失などが懸念されている。

そのため、地域の祭りや伝統行事などの継承、地域の歴史や生活に根ざした街並みの創出を進め、地域の個性を活かした魅力ある都市づくりを目指す。

2. 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分⁹の有無

本区域においては、区域区分を定めない。

区域区分を定めないと判断した根拠は次のとおりである。

本区域の人口や用途地域内の建築物の新築件数及び農地転用件数は減少傾向にある。さらに、建築物の新築件数は、用途地域内における割合が高くなっており、開発圧力¹⁰は低下傾向にあるといえる。しかし、これまでも農業振興地域において農地転用が確認されていることから、適正な土地利用施策が求められる。

特に、一般国道 13 号、105 号沿道では、商業・工業施設等の沿道利用が進行し、農地の宅地化により、地域資源として貴重な自然環境や田園環境が損なわれつつある。商業施設の立地は、良好な居住環境や営農環境に支障をきたす他に、周辺の市街化を促進する傾向にあることから、これらの用途の建築物が適正に立地されるよう、市街地周辺部での土地利用の規制・誘導が必要となっている。

こうした土地利用の規制・誘導については、特定用途制限地域¹¹の指定等、区域区分以外の方策により対処が可能である。

これらのことから、今後無秩序に市街化が拡大する可能性は低く、現状の法制度の枠組みのもとに「良好な環境を有する市街地の形成」「緑地等自然環境の整備又は保全」に配慮していくものとし、本区域においては区域区分を定めない。

⁹ 「区域区分」・・・無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画法第 7 条に規定されているもので、市街化区域と市街化調整区域に都市を区分けするものであり、市街化区域とは既に市街化を形成している地域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域とは市街化を抑制すべき区域のこと。

¹⁰ 「開発圧力」・・・既存市街地、低未利用地、さらには農地から宅地に転用された土地などにおいて、住宅や商業・業務用の建築物を建てる目的で開発する度合いのこと。「開発圧力が高い」とは、そのような志向・需要が強いことを指す。

¹¹ 「特定用途制限地域」・・・用途地域が指定されていない区域で、用途地域内における特別用途地域のように、自治体が建築物に対して細かい規制を加えることのできる区域のこと。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域は、仙北平野の中央部に位置し、一般国道 13 号を軸として、大曲地域、神岡地域、西仙北地域、仙北地域、美郷町六郷地域、一般国道 105 号を軸に、中仙地域の各市街地が連なって形成されている。それぞれの市街地が地域の個性や特性を生かして相互に連携し、一体性を確保しながら効率的な都市構造を形成することが求められている。

特に、大曲地域は、高速道路、国道等の広域交通体系の結節点となっており、古くから交通の要衝として、商業・業務、医療、福祉などの都市機能が集積した市街地を形成している。

このような状況を踏まえ、土地利用に関する主要な決定の方針を以下のように定める。

1) 主要用途の配置の方針

a. 商業・業務地

商業・業務地は、多くの人やモノ、情報が交流する賑わいの場であり、また、地域経済活動の中心として、都市活力の向上に重要な役割を有している。

大曲地域のJR大曲駅周辺に商業・業務施設が多く立地しているほか、大仙市役所大曲庁舎周辺は、官公庁施設を中心に業務施設が立地している。また、大曲地域、神岡地域、西仙北地域、中仙地域、仙北地域、美郷町六郷地域の各地域に、住民の日常生活に密着した商店街が形成されている。

また、同時に、JR大曲駅周辺の中心部商店街に空洞化が進展しているため、中心市街地活性化に向け、まちなか居住などの新たな再生への取り組みのもと、適切な機能の強化を図ることが必要となっている。

このような状況を踏まえ、主要な商業・業務地の配置の方針を次のとおりとする。

○中心商業・業務地（大曲地域）

JR大曲駅周辺地区は、本区域の賑わいを支える中心商業・業務地と位置づけ、大曲広域都市圏の広域生活交流拠点にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。

○官公庁等業務地（大曲地域）

大仙市大曲庁舎周辺の花園町、上栄町地区等は、官公庁等業務地と位置づけ、既存の官公庁施設を核に事業所等の立地誘導を進めることにより、業務機能の集積を図る。

○沿道商業地（大曲地域、仙北地域、中仙地域）

一般国道 13 号や(都)¹²上栄線沿道の戸蒔地区、及び(都)駅東線沿道の駅東地区、中仙地域の一般国道 105 号沿いの北長野地区の周辺環境に配慮した沿道商業地を配置し、適切な土地利用の計画的な誘導を図る。

○地域中心商業地

日常的な生活の利便性を高めるために、次に掲げる地区を身近な商業地と位置づけ、地域住民のニーズに応える商業地の形成を図る。

- ・ 神岡地域の神宮寺駅から旧国道 13 号沿いの地区（神岡地域）
- ・ 刈和野駅周辺（西仙北地域）
- ・ 米町、上町地区（美郷町六郷地域）
- ・ 旧国道 105 号沿いの長野地区（中仙地域）

b. 工業地

工業地は、都市における生産活動の中心であり、所得の向上、就業機会の拡大を通じて、地域経済の発展に重要な役割を有している。

本区域では秋田自動車道や秋田新幹線などの高速交通網の要衝に位置する交通利便性を活かして、これまで工業地が形成されている。

工業集積等の見られる中沢地区、飯田地区南部、館越地区、内大坪地区及び古館南地区を既存工業地として、隣接する住居系市街地の環境、田園環境に配慮しながら工業機能の維持を図る。

c. 流通業務地

流通業務地は、生産と消費を結ぶ機能を有し、地域産業、経済活動において重要な役割を果たしている。

大曲地域の四ツ屋地区や花館地区の一般国道 105 号沿道に卸売業の中心となる卸売市場をはじめとして、関連する卸売業や運輸業、自動車販売業等が多く立地している。

このような状況を踏まえ、大曲地域の四ツ屋地区と花館地区の一般国道 105 号沿道は、広域的な交通ネットワークに隣接する立地を活かした流通業務地と位置づけ、物資の輸送・保管・取引及び配送サービス機能を備えた適切な流通業務機能の形成を図る。

d. 住宅地

住宅地は、地域住民の日常生活の基本として、快適な都市生活を享受できるように都市基盤整備と一体となった快適な居住環境を形成していくことが必要である。また、JR 大曲駅周辺においては、既存の社会資本ストックの活用と土地の高度利用により、まちなか居住の実現が求められている。

このような状況を踏まえ、古くからの住宅地は、道路や公園等の都市基盤が整って

¹² 「(都)」・・・都市計画道路の略記

いない地域もあることから、快適な居住空間の形成に向けて、道路や公園・下水道等の都市基盤の充実による居住環境の向上を図る。

とくに、JR 大曲駅周辺は、商業集積地と住宅地が混在する中心市街地を形成しているが、住宅の密集や狭隘道路、未利用地の発生などの課題を有しており、生活利便施設と戸建て住宅や中層住宅が調和する利便性の高いまちなか居住地として安全で快適な居住環境の向上を図る。

2) 土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

大曲駅周辺地区は、大型店の郊外立地などの影響を受け、商業・業務機能が低下していることから、市街地開発事業等による面的な都市基盤整備や建築物の中層化等により、土地の高度利用を進めることで、賑わいと交流が広がる商業・業務環境の形成を図る。

②用途転換、用途の純化又は用途の複合化に関する方針

田園環境を維持・保全しながら、コンパクトでまとまりのある市街地の形成を図る上で、市街地縁辺部における市街化の進展は、周辺の良い居住環境や営農環境に支障を生じさせることから、市街地周辺の市街化を抑制するために、土地利用の規制・誘導について検討する。

また、既存用途地域において、居住地や商業地需要動向、低・未利用地の発生状況などから、用途の見直しが必要な地区において、適正な土地利用に向けた用途の見直しを行う。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

古くからの市街地である大曲駅東地区などでは、道路幅員が狭く、オープンスペースが不足している密集市街地としての課題があるため、狭隘道路の解消を含めて安全性及び快適性の向上に努める。

④都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

雄物川や丸子川等の河川は、水と緑のネットワークを形成する軸として位置づけ、都市に潤いを提供する空間としての維持・保全を図る。

また、六郷の湧水群とその周辺の緑の空間は、住民の憩いの場であるとともに来訪者にとって魅力的な「水と緑の空間」として維持・保全を図る。

⑤優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地に近接する以下の地区において近年圃場整備が行なわれ、生産性の高い農地となっている。

これらの地区は、優良農地と位置づけ、都市的土地利用を抑制し、保全に努める。

-
- ・大曲地域：西根・内小友地区や飯田地区、高関上郷地区、花館地区
 - ・神岡地域：一般国道 13 号大曲バイパス北部地域、市街地西部地区
 - ・西仙北地域：浮島地区や一ト^{ひとつるだい}鶴岱地区
 - ・中仙地域：鶯野地区
 - ・仙北地域：住宅地縁辺部
 - ・美郷町六郷地域：本館地区

⑥災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

西仙北地域は、豪雨、融雪時に雄物川を始めとする河川の増水による浸水を経験してきた。近年においては河川改修が進み、市街地における防災性の向上が見られるが、浸水が懸念される三条川原地区等の土買川左岸は災害防止の観点から市街化を抑制する。

また西仙北地域の上ノ台地区、大曲地域の蛭川地区の急傾斜地崩壊危険区域¹³に指定されている箇所については、防災上の観点から市街化を抑制する。

⑦自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

出羽丘陵と奥羽山脈、黒森山等の仙北平野を囲む森林地帯である丘陵地等と一級河川の雄物川、玉川、丸子川等は、都市の緑化と豊かな生態系の形成機能を有していることから、都市の骨格として、その保全を図る。

また、美郷町六郷地域の湧水群には、イバラトミヨ雄物型等の希少動植物が生息しており、その生息環境の保全が重要となっていることから、希少な自然環境の維持、保全を図る。

⑧計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

角間川地区や四ツ屋地区、半道寺地区の集落では、住居系の新築建築物や市街化の動向が見られることから、良好な生活環境を形成していくため、生活基盤整備を進めるとともに、計画的な土地利用の規制誘導を検討する。

また、現行用途地域の周囲において、市街化の動向が見られる（都）上栄線南側の東川地区と大曲橋西側の大島東地区、仁応寺地区、さらに既に市街地を形成しつつも、用途地域が定められていない神岡地域、中仙地域、仙北地域は、無秩序な市街地の拡大を抑制するために、地域の実情に応じて適切な土地利用を検討する。

大仙神岡地区工業団地（仮称）¹⁴整備事業に向けて環境影響評価を行っている神宮寺高野・笹倉台地地区は、今後の事業実施動向を見ながら、周辺地域の良好な居住環境や営農環境保全のため適切な土地利用の誘導・規制について検討する。

¹³ 「急傾斜地崩壊危険区域」・・・傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地及び近接地を急傾斜地崩壊危険箇所といい、このうち法律で指定を受けた箇所を急傾斜地崩壊危険区域という。

¹⁴ 「大仙神岡地区工業団地（仮称）整備事業」・・・大仙市神宮寺高野・笹倉台地地区で秋田県が進めている事業であり、誘致企業が確定した段階において、用地取得、造成等が取り組まれる。平成 23 年 3 月段階で環境アセスメントが進められている。

土地利用の方針図（大曲都市計画区域）

<住宅地>
既存住宅地における快適な居住空間の形成

<地域中心商業地>
快適な日常生活を実現する身近な商業地の形成

<住宅地>
既存住宅地における快適な居住空間の形成

<地域中心商業地>
快適な日常生活を実現する身近な商業地の形成

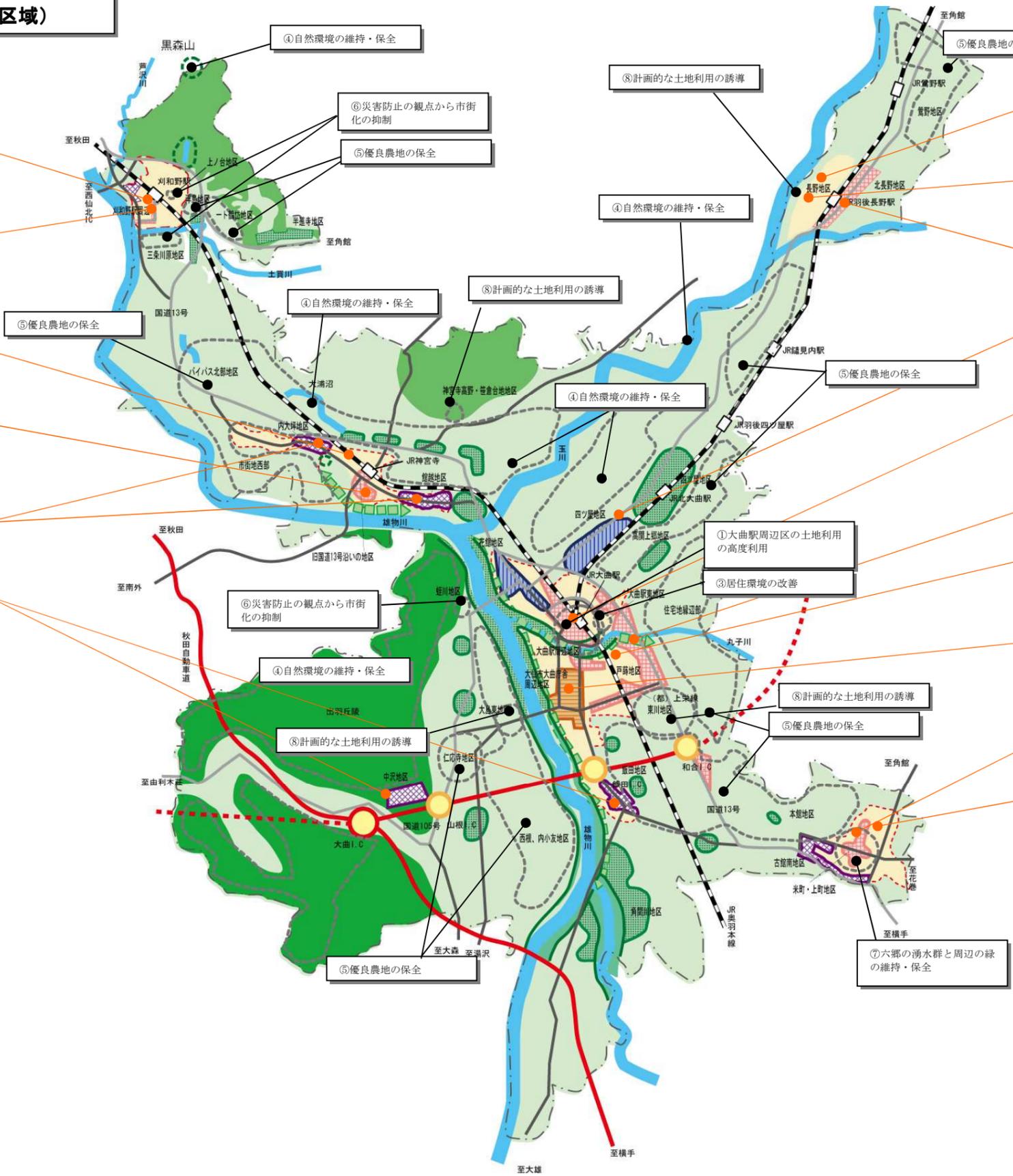
<工業地>
居住環境や田園環境に調和した工業機能の充実

<工業地>
産業立地の誘導による工業生産拠点の充実

土地利用の方針図

一凡例一

- 住宅地
- 業務地
- 商業地
- 工業地
- 流通業務地
- 農地
- 集落
- 公園・緑地
- 鉄道
- 河川
- 都市計画区域
- 土地利用の方針



<地域中心商業地>
快適な日常生活を実現する身近な商業地の形成

<住宅地>
既存住宅地における快適な居住空間の形成

<沿道商業地>
周辺環境に配慮した沿道商業地

<流通業務地>
大曲広域都市圏における物資の輸送・取引及び配送サービス機能を備えた流通業務の拠点形成

<中心商業・業務地>
大曲広域都市圏の広域生活交流拠点にふさわしい商業・業務機能の集積

<沿道商業地>
周辺環境に配慮した沿道商業地

<住宅地>
既存住宅地における快適な居住空間の形成

<官公庁等業務地>
既存の官公庁施設を核に、事務所等の立地誘導を進めることによる業務機能集積

<地域中心商業地>
快適な日常生活を実現する身近な商業地の形成

<住宅地>
既存住宅地における快適な居住空間の形成

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設における都市計画の決定の方針

①基本方針

本区域は、南北に走る一般国道 13号及び東西に走る一般国道 105 号沿いに市街地が発達してきた。また、古くから交通の要衝の地であり、近年は、秋田新幹線や秋田自動車道の開通により、高速交通体系が形成されている。さらに、秋田自動車道と一般国道 13号とを接続する(都)内小友和合線(大曲西道路)の供用、一般国道 13号のバイパス整備等により交通機能が強化され、広域交通拠点としての機能が向上している。

一方、JR 奥羽本線や JR 田沢湖線の各駅と路線バス等の公共交通が地区住民や来訪者の足として重要な役割を果たしており、今後、高齢化が進行するなかで、子供からお年寄りまで誰もが利用しやすい公共交通体系の形成が求められている。

これらの状況を踏まえ、本区域の交通体系整備の基本方針を次のとおりとする。

a) 広域交通ネットワーク機能の維持と活用

広域的な交流連携を一層促進するため、秋田自動車道をはじめとした高速交通体系の機能維持と活用を図る。

b) 市街地を結ぶ主要幹線道路網の形成

広域交通体系への円滑なアクセスを確保するとともに、各地域の都市機能を有機的に結ぶ道路網の強化を進め、本区域の骨格となる主要幹線道路網の機能強化を図る。

c) 市街地内交通ネットワークの形成

各市街地内の交通円滑化を図るため、市街地の骨格を担う道路網の整備・充実により、利便性の高い市街地内交通ネットワークの形成を図る。

ただし、長期未着手となっている都市計画道路は、合理的に見直すものとする。

d) 交通結節機能の向上

本区域の玄関口として、また、市街地内交通ネットワーク形成上の拠点として、JR 大曲駅西口及び東口に駅前広場を配置し、交通結節機能を確保する。また、JR 刈和野駅をはじめ、他 JR 駅周辺においても、バス等の公共交通機関の利用促進を図るため、交通結節機能の向上を検討する。

e) 人に優しい交通環境の形成

公共交通の利便性向上、冬期交通対策の充実のほか、高齢者や車いすの通行等を考慮したバリアフリーネットワークの形成を進め、人に優しく自然環境への負荷が少ない交通環境の形成に努める。

f) 歩行者空間の創出

市街地中心部においては、歩行者の回遊性の向上を図るため、商店街と観光資源や交流施設などをつなぐ快適な歩行環境の創出を図る。

②主要な施設の配置方針

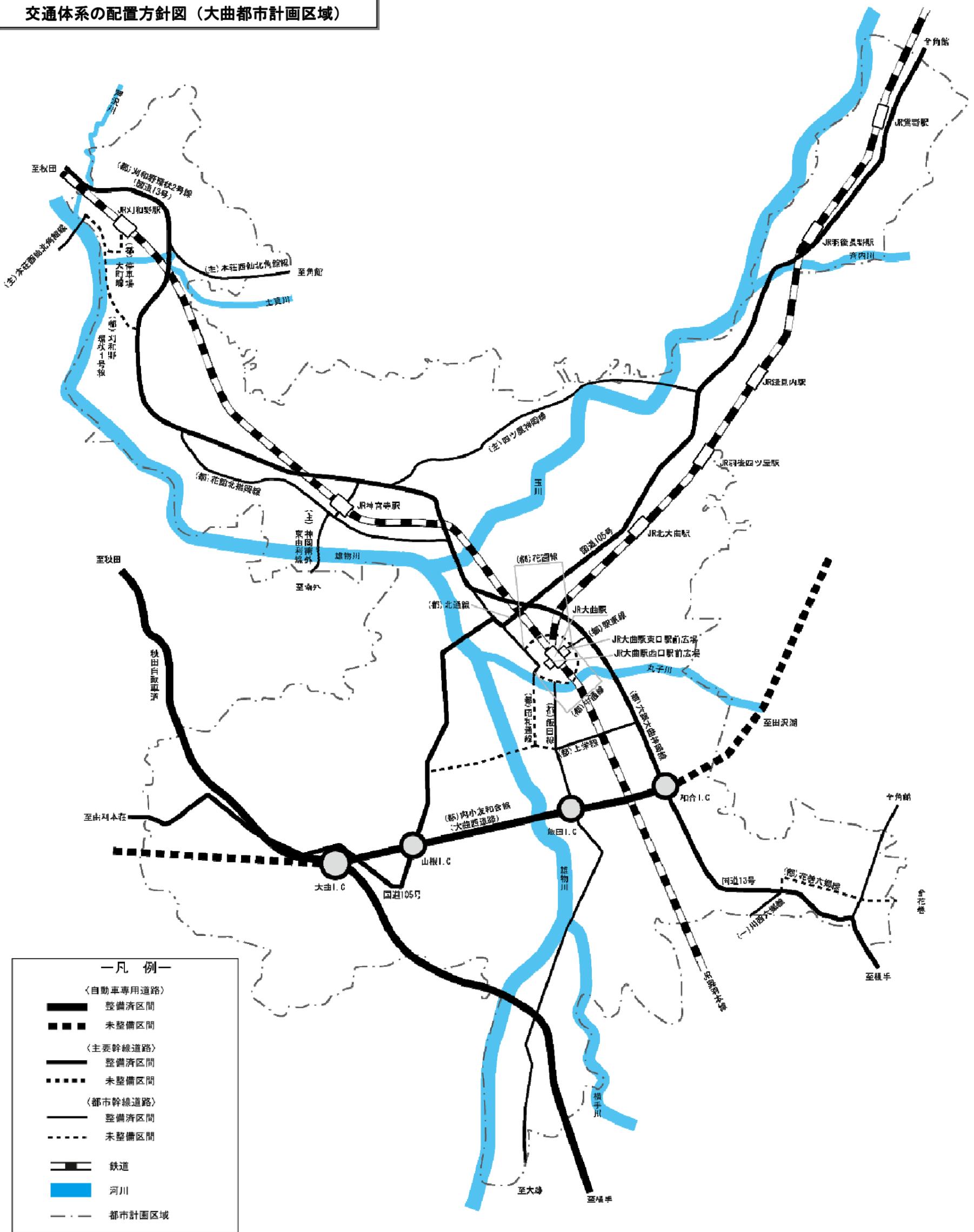
基本方針を踏まえ、「自動車専用道路」「主要幹線道路」「都市幹線道路」「駅前広場」の配置の方針を次のとおりとする。

| 道路種別 | 配置の方針 |
|----------|--|
| ①自動車専用道路 | <p>本区域を縦断する秋田自動車道を秋田広域都市圏や横手広域都市圏、県外を含む広域的な交流連携を担う自動車専用道路と位置づける。また、隣接する本荘広域都市圏の連携を促進する地域高規格道路として、(都)内小友和合線(大曲西道路)を区域中央部において東西に横断するように配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田自動車道 ・(都)内小友和合線(大曲西道路) |
| ②主要幹線道路 | <p>大曲広域都市圏内の連携を強化し、また、隣接する都市圏との交流を促進するため、一般国道13号((都)六郷大曲神岡線)と一般国道105号を主要幹線道路として配置し、広域交通処理の円滑化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道13号((都)六郷大曲神岡線) ・一般国道105号 |
| ③都市幹線道路 | <p>市街地の一体性を強化し、利便性の高い生活環境や産業等の活発な都市活動を促進する次の主要な道路を都市幹線道路と位置づけ、交通機能の充実に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(都)昭和通線 ・(都)北通線 ・(都)中通線 ・(都)飯田線((主)¹⁵湯沢雄物川大曲線) ・(都)上栄線((主)湯沢雄物川大曲線) ・(都)駅東線 ・(都)花園線 ・(都)花館北檜岡線 ・(都)宮田家後線 ・(都)刈和野環状1号線((主)本荘西仙北角館線) ・(都)停車場大町線 ・(都)花巻六郷線 ・(都)六郷千畑線((主)角館六郷線) ・(主)湯沢雄物川大曲線 ・(主)本荘西仙北角館線 ・(主)四ツ屋神岡線 ・(主)神岡南外東由利線 ・(一)¹⁶川西六郷線 |
| ④駅前広場 | <p>公共交通サービスの向上のため、JR大曲駅西口及び東口に駅前広場を配置し、交通結節機能を確保する。</p> |

15 「(主)」・・・主要地方道の略記

16 「(一)」・・・一般県道の略記

交通体系の配置方針図（大曲都市計画区域）



2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

①基本方針

a) 下水道

地域の定住促進や生活環境改善を図る基盤として、公共下水道は重要な都市施設である。本区域では、大曲地域、神岡地域、中仙地域、仙北地域、美郷町六郷地域が、秋田湾・雄物川流域関連公共下水道事業で、また、西仙北地域は、単独公共下水道として事業が行われている。さらに、農業集落排水や合併処理浄化槽などによって体系的な整備が行われている。しかしながら、生活排水処理施設普及率は、平成 21 年度末時点で、大仙市 72.9%、美郷町 70.9%と秋田県平均の 78.5%に比べて低く、その向上を図ることが課題となっている。

これらの状況を踏まえ、本区域の下水道の整備に関する基本方針を次のとおりとする。

1) 公共下水道の計画的な整備推進

快適な生活環境と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道整備計画に基づき、整備を推進する。

b) 河川

本区域では、一級河川の雄物川、玉川、丸子川、横手川、土買川、芦沢川などの多くの河川が流れ、住民の生活環境と密接な関わりを持ち、生活用水、農業用水などとして利用されている。

洪水氾濫の著しかった雄物川と玉川、丸子川の合流部付近では、雄物川捷水路事業により治水安全性が向上し、現在の大曲地域の都市形成に大きく寄与している。計画的な河川改修事業により、治水安全性は向上しているものの、今後も継続的な整備が求められる。

また、河川は水と緑のオープンスペースとして、生活の中の潤いを提供する貴重な空間であるとともに、雄物川の河川敷では、グラウンド等の整備がされ地域住民のスポーツ・レクリエーションの場としても活用されている。

これらの状況を踏まえ、本区域の河川の整備に関する基本方針を次のとおりとする。

1) 河川改修事業の計画的な推進

安全な生活や円滑な都市活動を確保するため、雄物川等において河川改修を促進する。

2) 美しい水辺空間を生み出す河川空間の維持・保全と親水空間の整備

雄物川や丸子川、玉川等は、美しい水辺景観を提供する場として、また、希少な動植物などの生息・生育空間として、その維持・保全に努めるとともに、都市内の貴重な親水空間としてのまちづくりと一体となった整備・保全を推進する。

②主要な施設の配置方針

a) 下水道

公共下水道は、商業・業務地をはじめとする市街地において供用されているが、市街地の縁辺部や比較的まとまった集落等において、整備が遅れている地区がある。

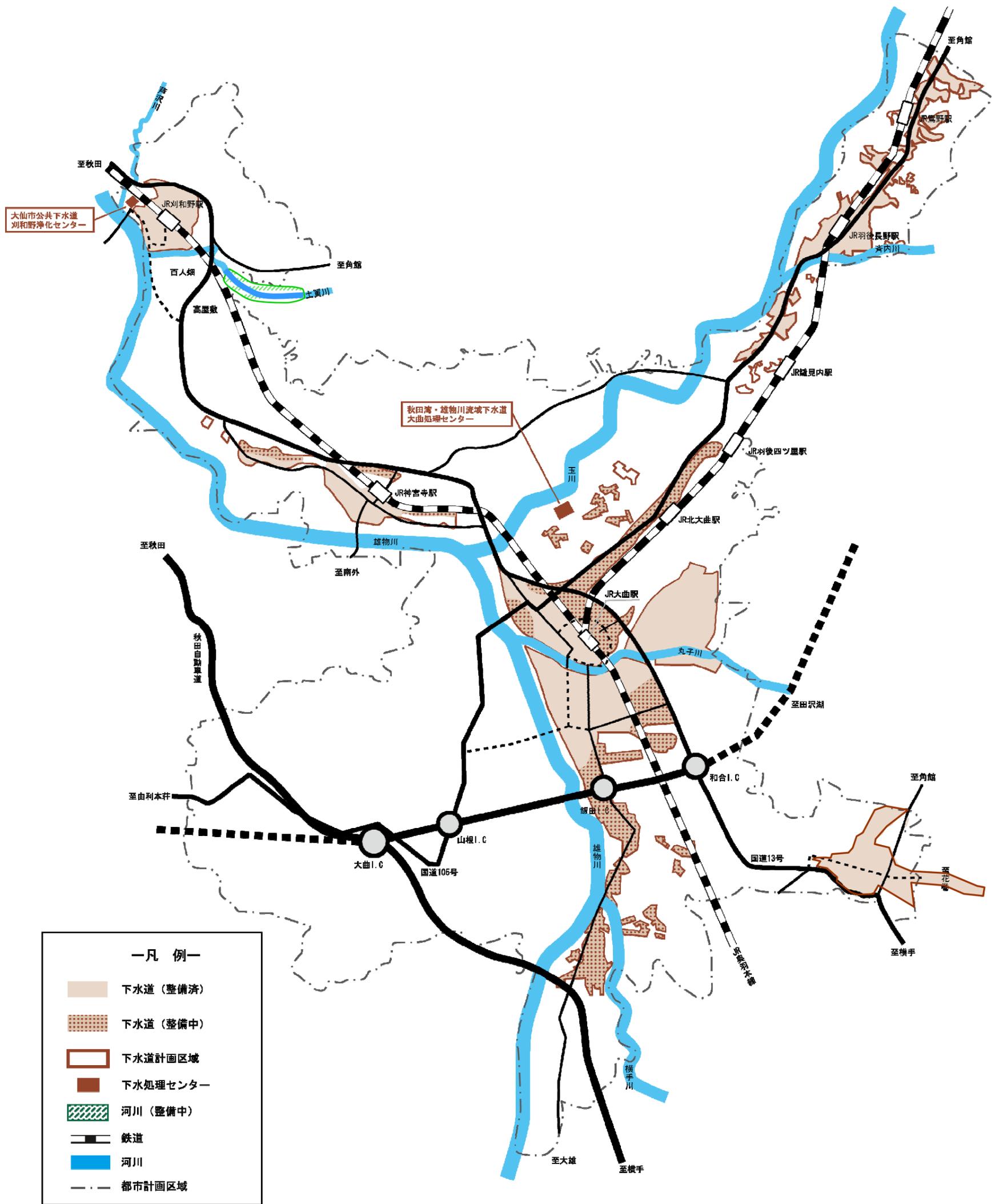
このため、市街地のなかで、整備が遅れている地区を中心に整備を推進するとともに、比較的まとまった集落等において、都市的土地利用の進捗等に対応しつつ、供用区域の拡大を図り、生活環境の改善や公共用水域の水質保全に努める。

b) 河川

仙北平野の中央を雄物川が流れ、玉川、丸子川、横手川、土買川、芦沢川が合流している。これらの河川は、治水機能、都市環境機能、防災機能を含めた数多くの機能を有しており、都市形成においても重要な役割を担っている。

このため、治水機能向上に向けた河川改修を促進するとともに、雄物川を中心とする水と緑のネットワークを形成し、生活に潤いを提供する貴重な空間として、機能を維持する。

下水道及び河川の配置方針図(大曲都市計画区域)



- 一凡 例一
- 下水道(整備済)
 - 下水道(整備中)
 - 下水道計画区域
 - 下水処理センター
 - 河川(整備中)
 - 鉄道
 - 河川
 - 都市計画区域

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要な市街地開発事業決定の方針

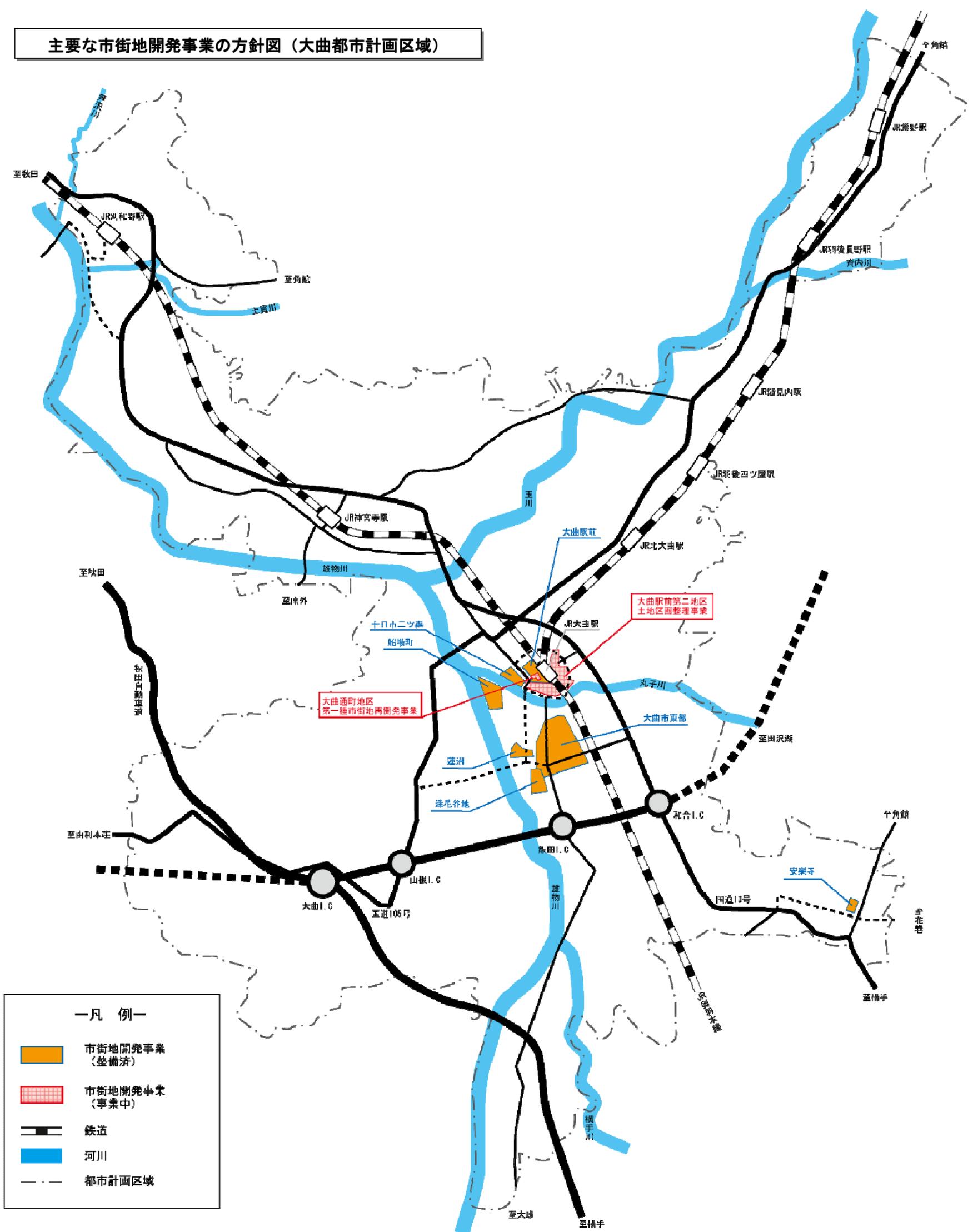
市街地開発事業は、大曲地域で8地区、美郷町六郷地域で1地区が都市計画決定され、約161.6haの整備が図られ、都市基盤施設の整備と一体となった安全で快適な市街地の整備が進められてきた。

JR大曲駅周辺地区においては、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等により、交通の円滑化、歩行者の安全確保、災害に強い都市構造等の魅力ある住環境を創出するとともに、医療、福祉、商業などの都市機能の増進により、市街地や駅東西間のバランスのとれたまちづくりを進め、中心市街地のにぎわい再生と魅力の向上を図る。

現在事業中の市街地開発事業の概要は次の通りである。

| 地区名 | 整備の方針（概ねの区域、市街地開発事業の種類等） |
|----------|---|
| 大曲駅前第二地区 | 大曲駅前第二地区は、土地区画整理事業により、魅力ある買い物空間の確保と緑豊かな潤いある街並みを形成する。 |
| 大曲通町地区 | 大曲通町地区は、第一種市街地再開発事業により、医療、福祉、交通、商業等の都市的機能が集積する拠点形成する。 |

主要な市街地開発事業の方針図（大曲都市計画区域）



一凡例一

- 市街地開発事業（整備済）
- 市街地開発事業（事業中）
- 鉄道
- 河川
- 都市計画区域

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本区域は、南東から北西方向に雄物川が貫流し、西に出羽丘陵、東に仙北平野といった豊かな自然に囲まれた環境が形成されている。なかでも、仙北平野の多くは、水田として利用され、彩りある田園景観を形づくっている。

また、大仙市総合公園、姫神公園、雄物川河川緑地などの公園や緑地は、市民の憩いの場として利用されている。こうした水と緑の空間はふるさとの原風景でもあるため、維持保全に努めることが必要である。

これらの状況を踏まえ、本区域の自然的環境の整備又は保全に関する基本方針を、次の通り策定する。

①市街地を取り巻く農地と丘陵地等の緑の保全

市街地を取り巻く農地や周辺の出羽丘陵等の緑は、本区域の特徴を示す緑の空間としてその保全・整備を図る。

②区域の特徴を示す水辺空間の保全

市街地周辺を流れる雄物川を始めとする河川や湧水群、池沼などは特徴的な景観として、また、本区域に潤いをもたらす水辺空間、さらには、希少な動植物などの生息・生育空間としてその保全・整備を図る。

③観光・レクリエーション及び防災空間としての緑地の保全・整備

市街地内において、地区公園等の基幹公園や身近な都市公園の整備を推進し、地区住民の憩いの場の形成を図る。

さらに、市街地内の公園・緑地は、災害時における避難場所としての機能を有することから、防災系統の緑地と位置づけ、施設の保全・整備を図る。

④水と緑のネットワークの形成

市街地内の公園や河川緑地等の水と緑の空間を道路の緑化等により連絡し、水と緑のネットワークの形成を図る。

⑤歴史文化としての緑地

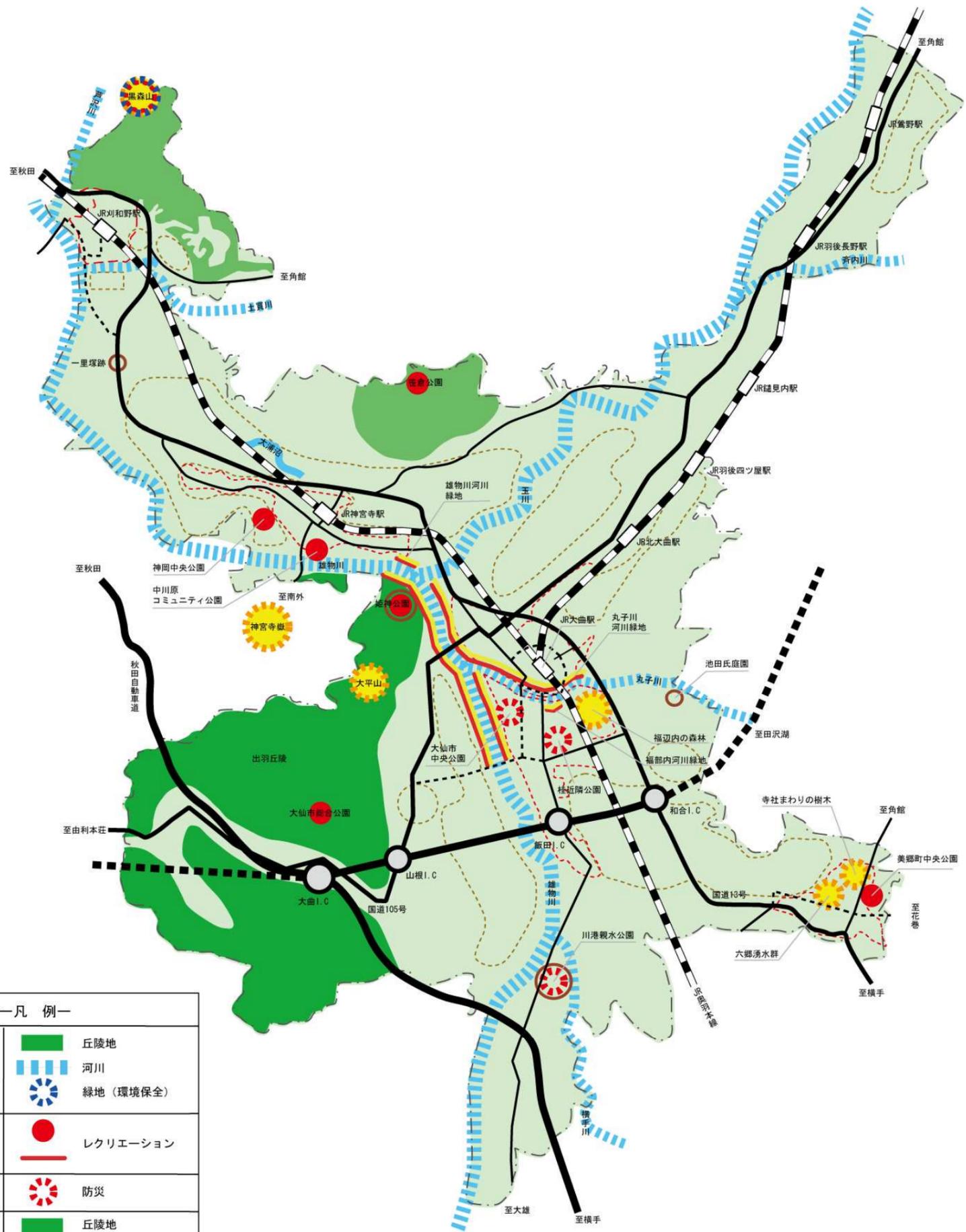
平安時代の松山城址に整備された姫神公園、羽州街道、角館街道、亀田街道などの旧街道の名残を残す一里塚、雄物川舟運の船着き場跡、さらに、国指定名勝である池田氏庭園などの史跡や庭園等、中世から近代までの様々な歴史文化資源が今も残されている。これらは、都市の貴重な個性を継承するための歴史文化として緑地の保全・活用を図る。

2) 主要な緑地の配置の方針

主要な緑地の配置については、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、利用機能に着目したレクリエーション系統、防災系統、都市景観要素としての機能に着目した景観構成系統、歴史文化系統の5つの系統を次のように配置する。

| 緑地の系統 | 地区名等 | 緑地等の配置方針、概要等 |
|------------------|---|---|
| ア. 環境保全系統の配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・雄物川、玉川、丸子川、横手川、芦沢川、土買川、斉内川 ・出羽丘陵 ・黒森山 | <p>雄物川や玉川、丸子川、横手川、芦沢川、土買川、斉内川などの河川や出羽丘陵、黒森山などは、環境保全系統の緑地として位置づけ、その自然環境の保全・整備を図る。</p> |
| イ. レクリエーション系統の配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・大仙市総合公園 ・姫神公園 ・雄物川河川緑地 ・丸子川河川緑地 ・福部内河川緑地 ・笹倉公園 ・神岡中央公園 ・中川原コミュニティ公園 ・美郷町中央公園 | <p>大仙市総合公園及び姫神公園をスポーツ・レクリエーション活動の拠点として位置づけ、地域住民の様々なスポーツ・レクリエーション需要に応える公園として維持・整備を図る。</p> <p>さらに、雄物川河川緑地や丸子川河川緑地などは、水と親しめるレクリエーションの場として位置づけ、緑地の保全を図るとともに、スポーツの場と親水空間の保全・整備を図る。</p> <p>神岡の笹倉公園や神岡中央公園、中川原コミュニティ公園美郷町中央公園は、レクリエーションの場として位置づけ、自然環境・自然景観の保全を図るとともに、スポーツの場と親水空間の保全・整備を図る。</p> |
| ウ. 防災系統の配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・川港親水公園 ・大仙市中央公園 ・桂近隣公園 ・市街地内公園・緑地 ・黒森山 | <p>川港親水公園や大仙市中央公園、桂近隣公園、さらに、市街地内の公園・緑地は、災害時における避難場所としての機能を有することから、防災系統の緑地と位置づけ、災害時に必要となる機能に配慮した施設の保全・整備を図り、それらをつなぐ、避難路のネットワーク化を推進する。</p> <p>黒森山は、水源涵養や土砂流出等の災害防止機能を有する防災系統の緑地として位置づけ、保全・整備を図る。</p> |
| エ. 景観構成系統の配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・雄物川等河川緑地 ・福辺内の森林 ・出羽丘陵や大平山 ・神宮寺嶽 ・黒森山の南斜面 ・湧水群や寺社まわりの樹木 ・優良農地 | <p>雄物川等の河川緑地は、連続する水辺景観として位置づけ、維持・保全を図る。また、JR 奥羽本線からの車窓景観として優れている福辺内の森林を特徴のある景観要素と位置づけ、維持・保全を図る。</p> <p>さらに、出羽丘陵や大平山、神宮寺嶽、黒森山の南斜面などの景観は、本区域を特徴付けるシンボリックな緑地として保全・整備を図る。</p> <p>六郷の湧水群や寺社まわりの樹木は、本区域を特徴づける緑地として保全を図る。</p> <p>市街地を囲む優良農地は、ふるさとの風景として位置づけ、維持・保全を図る。</p> |
| オ. 歴史文化系統の配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・姫神公園（松山城址） ・一里塚跡 ・川港親水公園 ・池田氏庭園 | <p>松山城址にある姫神公園、旧街道の名残を残す一里塚跡、舟運の歴史を伝える川港親水公園、池田氏庭園などは、貴重な歴史文化資源であり、歴史文化系統の緑地として位置づけ、保全する。</p> |

自然的環境の配置方針図（大曲都市計画区域）



| 一凡 例一 | |
|------------|----------|
| 環境保全系統 | 丘陵地 |
| | 河川 |
| | 緑地（環境保全） |
| レクリエーション系統 | レクリエーション |
| | 防災 |
| 景観構成系統 | 丘陵地 |
| | 緑地（景観構成） |
| | 優良農地 |
| 歴史文化系統 | 歴史文化 |



(写真提供 大仙市)